

〇〇〇市（町、村）国民健康保険税減免取扱要綱 参考例

（趣旨）

第一条 この要綱は、〇〇〇市（町、村）国民健康保険税条例（元号〇年〇〇〇市（町、村）条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条の規定による国民健康保険税の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（減免の割合等）

第二条 条例第〇条第一項の規定による国民健康保険税の減免に係る減免の額等は、別表に定めるとおりとする。

（複数事由による減免の申請）

第三条 条例第〇条第一項各号中 2 以上の規定に該当する場合は、各々の規定による減免の額のうち、最も大きい額となる規定を適用する。

（減免の額にかかる端数計算）

第四条 国民健康保険税の減免の額に百円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

（減免の申請）

第五条 条例第〇条第二項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書（様式第 1 号）に別表に定める必要書類を添付し、市（町、村）長に提出しなければならない。

（質問、検査等）

第六条 市（町、村）長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、減免申請に対する処分を決定するために必要と認めるときは、地方税法第七百七条の規定により、質問又は検査等を行うものとする。

（減免の決定等）

第七条 市（町、村）長は、第五条の規定により申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その結果を国民健康保険税減免決定（不承認）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市（町、村）長は、条例第〇条第三項の規定により減免を決定したときは、その旨を国民健康保険税減免決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(減免申請の却下)

第八条 市(町、村)長は、減免を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合においては、申請を却下するものとする。

- 一 必要な書類の提出をせず、又は補正に応じないとき。
- 二 質問又は検査に応じないとき。
- 三 虚偽の申請をしたとき
- 四 その他却下に相当する理由があると認められたとき。

(減免の取消し等)

第九条 市(町、村)長は、国民健康保険税の減免を受けた者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、その取消し又は変更を行い、その旨を国民健康保険税の減免を受けた者に国民健康保険税減免取消(変更)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- 一 事情の変化により減免の事由が消滅したと認められることとなったとき。
 - 二 虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けたと認められるとき。
- 2 市(町、村)長は、前項の規定により国民健康保険税の減免の取消しを行った場合は、取り消した減免の額を、当該国民健康保険税の減免を受けた者から徴収するものとする。

(事由消滅の申告)

第十条 条例第〇条第一項第四号の規定による国民健康保険税の減免を受けた者は、当該減免を受けるに至った事由が消滅したときは、国民健康保険税減免事由消滅申告書(様式第5号)により直ちにその旨を市(町、村)長に申告しなければならない。

附則

この要綱は、令和九年四月一日から施行する。

別表（第2条・第5条関係）

区分	対象となる国民健康保険税	減免の割合	対象期間	必要書類
第1号	所得割及び均等割	<p>(1) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの：10割</p> <p>(2) 損壊部分はその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの：7割</p> <p>(3) 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもの：5割</p> <p>(4) 住宅が床上浸水した場合：5割</p>	<p>災害発生日以降に納期の末日又は特別徴収対象年金給付の支払日が到来する当該年度の国民健康保険税。ただし、必要に応じ、被災した日が属する月から起算し、最大12月まで延長することができる。</p>	<p>り災証明書の写し</p>

区分	対象となる国民健康保険税	減免の割合	対象期間	必要書類								
第2号	所得割及び均等割	<p>次の2項目をすべて満たしている場合、以下に定める割合により、これを減免する。ただし、非自発的失業に係る軽減が適用される場合は、適用後の所得割額に対して、適用しなかった場合の所得割額にそれぞれの減免割合を乗じた後の金額の方が下回る場合にのみ、その差額について減免する。</p> <p>(1) 当該年における納税義務者及び被保険者である世帯員の合計所得金額の見込額が、前年(申請日の属する月が1月から3月までの場合にあつては、前々年)と比較し50%以上減少した場合</p> <p>(2) 納付相談や預貯金等の財産の状況、収入状況申告書の記載内容などを総合し、生活困窮が認められる場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年からの所得減少率</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9割以上</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>7割以上9割未満</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>5割以上7割未満</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	前年からの所得減少率	減免割合	9割以上	10割	7割以上9割未満	7割	5割以上7割未満	5割	減免申請日以降に納期の末日が到来する 当該年度 の国民健康保険税について減免	収入状況等申告書(様式第6号)及び記載内容を証明する書類(給与明細書・年金支払通知書・年金額改定通知書・預貯金通帳・有価証券など)の写し
前年からの所得減少率	減免割合											
9割以上	10割											
7割以上9割未満	7割											
5割以上7割未満	5割											
第3号	所得割及び均等割	該当被保険者に係る国民健康保険税の額の全額	減免申請日(特別の事情があると認められる場合は保護開始日)以降に納期の末日が到来する 当該年度 の国民健康保険税について減免	生活保護開始決定通知書などの写し								
第4号	所得割及び均等割	該当被保険者が給付制限を受ける期間に係る当該被保険者の国民健康保険税に相当する額	給付制限を受けることとなった日の属する月から当該給付制限を受けなくなった日の属する月の前月までの当該被保険者に係る月割の国民健康保険税額について減免	在監(在所)証明書などの写し								

区分	対象となる国民健康保険税	減免の割合	対象期間	必要書類
第5号	所得割及び均等割	<p>1 旧被扶養者に係る所得割額については、これを免除する。</p> <p>2 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割及び7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。</p> <p>(1)減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割</p> <p>(2)減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割</p>	減免の申請のあった日の属する月以降(ただし、均等割額に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)	資格喪失証明書又は旧被扶養者異動連絡票

様式第1号（第5条関係）

国民健康保険税減免申請書

年 月 日

〇〇〇市（町・村）長 あて

申請者（納税義務者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり減免を申請します。

年 度	期(月)別	納 期 限	税 額
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
減免を受けよう とする理由			
備 考			

この通知書に記載された事項について不服がある場合においては、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって市（町・村）長に対して審査請求をすることができる。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市（町・村）を被告として提起することができる。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされているが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができる。

この通知書に記載された事項について不服がある場合においては、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって市（町・村）長に対して審査請求をすることができる。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市（町・村）を被告として提起することができる。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされているが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができる。

この通知書に記載された事項について不服がある場合においては、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって市（町・村）長に対して審査請求をすることができる。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市（町・村）を被告として提起することができる。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされているが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第5号（第10条関係）

国民健康保険税減免事由消滅申告書

年 月 日

〇〇〇市（町・村）長 あて

申請者（納税義務者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり国民健康保険税の減免が決定されていますが、減免を受けるに至った事由が消滅しましたので申告します。

減免事由の消滅理由	消滅理由の生じた日
	年 月 日

（表）

収入状況等申告書

年 月 日

〇〇〇市（町・村）長 あて

申請者 住所

氏名

以下のとおり、世帯の収入状況等について偽りのないことを誓約し申告します。

（収入状況）

		該当月	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
収入の状況	収入額	事業	営業					
			農業					
		不動産						
		給与						
		公的年金						
		その他①（ ）						
		その他②（ ）						
		その他③（ ）						
	小計（ア）		0	0	0	0	0	0
	必要経費	事業	営業					
			農業					
			専従者給与					
		不動産						
		その他①（ ）						
その他②（ ）								
その他③（ ）								
小計（イ）		0	0	0	0	0	0	
差引実収入月額（ア－イ）		0	0	0	0	0	0	
		該当月	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
収入の状況	収入額	事業	営業					
			農業					
		不動産						
		給与						
		公的年金						
		その他①（ ）						
		その他②（ ）						
		その他③（ ）						
	小計（ア）		0	0	0	0	0	0
	必要経費	事業	営業					
			農業					
			専従者給与					
		不動産						
		その他①（ ）						
その他②（ ）								
その他③（ ）								
小計（イ）		0	0	0	0	0	0	
差引実収入月額（ア－イ）		0	0	0	0	0	0	
各月の差引実収入月額 合計								0

(裏)

(資産保有状況)

1. 建物		4. 各種保険	
面積		契約会社	
所在地		契約者	
名義人		保険種類	
2. 土地		満期日	
宅地		保険金額	
面積		5. 預貯金	
所在地		①	名義人
名義人			金融機関
田畑			口座番号
面積			残高
所在地		②	名義人
名義人			金融機関
山林			口座番号
面積			残高
所在地		③	名義人
名義人			金融機関
その他			口座番号
面積			残高
所在地		6. 現金	
名義人		金額	
3. 自動車 (四輪・二輪・その他特殊自動車等)		7. 有価証券	
①	名義人	評価額	
	車種		
	排気量		
	年式		
②	名義人	8. 貴金属	
	車種	評価額	
	排気量		
	年式		
③	名義人	9. その他金銭に換価できる資産	
	車種		
	排気量		
	年式		

(支出の状況)

項目	月額支出額
家賃	
食費	
光熱費	
教育費	
医療費	
(その他)	
合計	0

備考 (補足事項があればご記入ください。)

(添付書類)

この申告書に記載した内容を証明する書類 (例えば給与明細書、年金支払通知書、預貯金通帳、有価証券など) の写しを必ず添付してください。